

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成27年8月31日（月） 開会時間 午前 9時41分
閉会時間 午前 11時48分

場 所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 遠藤 浩
副委員長 卯月 政人
委員 高野 剛 塩澤 浩 桜本 広樹 皆川 巖
山下 政樹 猪股 尚彦 佐藤 茂樹 早川 浩
上田 仁

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

福祉保健部長 吉原 美幸 福祉保健部次長 相原 正志
福祉保健総務課長 前嶋 健佐 障害福祉課長 中山 吉幸
長寿社会課長 内藤 梅子

産業労働部長 平井 敏男 産業労働部次長 上小澤 始 産業政策課長 立川 弘行
産業人材課長 萩原 憲二

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部次長 古屋 金正
県土整備部技監 大久保 勝徳 県土整備部技監 内田 稔邦
県土整備部総括技術審査監 松永 久士 県土整備総務課長 清水 正
都市計画課長 望月 一良 建築住宅課長 渡井 攻

教育長 阿部 邦彦 教育次長 深澤 肇 教育委員会総務課長 小島 良一
スポーツ健康課長 赤岡 重人

企画課長 上野 直樹 行政改革推進課長 石原 啓史

議題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

会議の概要 審査に先立ち行政改革推進課長から資料について提出があった。午前9時45分から10時26分まで福祉保健部関係、休憩をはさみ午前10時51分から午前10時58分まで産業労働部関係、休憩をはさみ午前11時18分から午前11時48分まで県土整備部、教育委員会関係の総括審査を行った。

山梨県立青い鳥福祉センター（福祉保健部）、山梨県立中小企業人材開発センター（産業労働部）、山梨県富士北麓公園（県土整備部、教育委員会）関係

質疑

（山梨県立青い鳥福祉センターについて）

高野委員

青い鳥成人寮の内部留保金の 4 億 2,000 万円については、説明資料に積立予定額と書いてあるわけですが、適切な留保金というものは幾らなのか。4 億 2,000 万円ものお金が、この成人寮について積み立てられていることは、今の経済状況を考えるととても信じがたい。なぜ、この施設に 4 億 2,000 万円も留保金があるのか。まして、県は、今、財政難で非常に苦労をしているときであるにもかかわらず、ただこれを見過ごすということにはならないのではないかなと思っております。

4 億 2,000 万円の留保金というのは、例えば 5,000 万円あります、1 億円あります、その辺では県民感情的には許されるものではないかという感じはいたしますが、4 億 2,000 万円というのは非常に大きい金額であります。この金額の留保金について、どう考えているのか、その辺をまずお伺いします。

中山障害福祉課長 留保金につきましては、この前も説明させていただきましたが、現時点では、法人の事務局では積み立てに充てたいと考えておりますが、当委員会で御指摘いただきましたので、もう一度、内容と金額につきまして再検討するように要請をいたしております。そのようなことで、2 回ほど協議を持ったところでございます。

最終的な内部留保金については、今年度が最終年度になりますので、今年度の決算が終わったところで金額が確定するわけですが、この間からも御説明しているとおり、施設のサービスの向上なりに使うように、今、再度の検討を要請しているところでございます。

高野委員

今、検討しているのはいいんだけど、では検討をしてどうするのか。もっと基本的なところで留保金の必要性というものをどう考えているのか。説明資料によると、積立予定額として、修繕積立、備品積立、人件費積立、施設整備積立予定額ということで、3 億 4,000 万円ほど予定されている。でも、これは少なくとも、年々、ふえているんでしょう。年々、ふえているのにもかかわらず、これだけのものを出していくということは、逆にこれ以上の収入があると思えないではないか。そうであれば、今年度終わりには、この 4 億 2,000 万円がさらに 4 億 5,000 万円になるということなんだけれど。

簡単に言えば、この施設を民間の社会福祉団体に競争させてやるとき、この留保金の 4 億 2,000 万円が 3 月になったら 4 億 5,000 万円になったとする。もし、一般的に入札形式でやって、ほかの人がとったときには、少なくとも青い鳥成人寮が 4 億 5,000 万円ものお金を持って終わりにするということです。そんなことは許されますか。それについてどう思いますか。

中山障害福祉課長 金額が非常に大きいというのは御指摘のとおりでございます。現在、積み立ての内容を検討させておりますが、例えば施設整備積立予定額として、現在、2 億 2,300 万円ございますが、実際にこの内容を検討していくと、将来の施設整備として、10 年後、20 年後に使うという話になってしまいますので、その時点では、この法人が指定管理を受けているかどうかもわかりません。イコールフットイングという考えで、なおかつ施設のサービス向上のために使うという精神に立てば、将来、指定管理者になるかどうかもわからない計画でございますから、一旦、この時点で施設を整備した県に繰入をしていただいて、この金額を県で施設整備に使っていく考え方はできないか、今、法人と話を進

めているところでございます。

高野委員 法人と話をするのはなくて、例えば指定期間は平成18年から平成28年までの10年間でしょ。では、平成18年の時点で留保金はどのくらいあったんですか。それによって、1年間で、どのくらいふえているかが、大体わかるわけじゃない。

中山障害福祉課長 18年度の決算の時点では、多分、繰越金という格好で処理されてたまっていたのだと思います。

高野委員 平成18年のときに、留保金が幾らあるのかわからず、ここを指定管理にしたこと自身が間違っているんじゃないかと思う。
もっと簡単に言えば、そのうち、例えば留保金はこれぐらいが適切であるから、それ以外は県にお金は差し戻してくれと。もし大きな改修何かあったら、それはまた検討、相談しながらやりますよというのが本来の形じゃないのか。

中山障害福祉課長 御指摘のとおりでございます。今、私、ちょっと勘違いをしていました。委員が御指摘のされた点は、17年度末から18年の指定管理に切りかわるときのお話でございますね。その点は、調べておまして、その時点で1億6,000万円程度の内部留保金があることは最初わかってはいたわけですが、それがどういう経緯で積み上がってきて、どういう清算をしたのか、今調べております。ただ、清算の方法としては委員御指摘のとおりだと思います。

高野委員 今言った1億6,000万円であれば、4億2,000万円までの差額が2億ぐらいあります。そうすると、極論言えば4億2,000万円が3月の決算のときに4億6,000万円になれば、単純に10年で3億円ふえた、1年間で3,000万円ずつふえていると。
こういうことを、ある程度見越してやっていけば、例えば指定管理料の問題に反映するのではないのか。あなたたちは、そういう計算式は全然ないのか。

中山障害福祉課長 この成人寮は指定管理料が実はゼロ円でございますして、3,000万円残ることがわかった時点で、それをどう使うのかを法人と改めて協議をして、覚書き等で処理方法を決めておくべきだったとは思いますが、指定管理者制度がスタートした時点では、残ったお金の使い道についてはいろいろ言わないという理解のもとに進めてまいりましたので、このような状態になっているんだと思います。

高野委員 今、指定管理の残ったお金についてはいろいろ言わないと言ったが、それはかなり切り詰めた金額のことであって、多少の赤字になっても、自分たちの組織の中でしっかり儉約しながら稼ぎ出しをしるという意味だと思うのだけど、これは初めから残ることがわかっていながら指定管理を受けさせたと思えない。そのところは確かな説明をしてもらわないとわからないじゃないか。

中山障害福祉課長 何度かサービス料の改定がございましたので、難しいところはあるのですが、このところが多額に残っているというのが当委員会でもわかりましたので、ほかの施設もちょっと比較してみました。詳しいことは指摘できかねるところはあるんですけども、例えば、ここは級地区分が甲府で1級地高いのですが、他の施設は甲府市以外にありますので、その点で、若干、サービス料本体が高

くなっているということがあります。また、ここは視覚と知的の重複障害の方がたくさん入っておりまして、これらの方に専門の職員を充ててサービスを提供する場合には、体制加算がつくようになっており、それが他の施設にはございませんので、その分、サービス料が多く入ってくるのだらうという分析までは行っております。

一方で、職員の給料ですけれども、県の行政職の給料表を採用しており、そんなに高くございませんので、この体制加算の部分が必然的に残ってきたのかとは思いますが。

ただ、委員御指摘のとおり、指定管理がスタートする時点については、ちょっとわかりかねるところではございますが、途中でチェックを怠ってきたことはまことに申しわけないと思っております。

高野委員 改修の状況だが、平成 22 年の修理とかについては、全部、この青い鳥成人寮独自でやっているということでもいいのか。

中山障害福祉課長 はい、先ほどの行政改革推進課の説明のとおりでございまして、全て法人が予算を立てて修繕等を行っております。

高野委員 もし青い鳥福祉センターが、来年、指定管理を外れたときに、施設の内部留保金 4 億 2,000 万円、多分、来年 3 月になれば 4 億 5,000 万円ぐらいになると思うんだけど、それを持ち逃げという可能性もあるよね。

そういう意味で、今、指摘しないと、来年の 3 月に指摘をしたのであれば、あくまでも県ですべてつくった施設において 4 億 5,000 万円を持ち逃げされてしまう。逆に言えば、10 年前の当時、内部留保金が 1 億 6,000 万円であったにしても、約 3 億円はプラスになっているわけだ。それは県民感情からいって許せないな。

今、ここではっきり、内部留保金についてはこういう方向で行くという、ある程度、明確に返答してもらわないとこの委員会は終わらない。

中山障害福祉課長 先ほどもご説明をさせていただきましたが、社会福祉法人の会計基準や社会福祉法の改正がございまして、多額の内部留保金は、理事会の承認を受けて明確な用途を持って積み立てて管理をして、それ以上に残ったものについては地域還元をしるという法律が、今、衆議院を通過しております。そういうこともございまして、法人にはこの法律の改正の成立を見越して、この内部留保金をどのように使うのかを明確に協議をしてくださいという話をしております。

その際に、委員御指摘のとおり、県の財産を管理する中で生まれた内部留保でございまして、原則的には施設に返すということに立ち返って用途を考えてほしいということもあわせて話をしております。そういう中で考えられるものとして、緊急に修繕を要する部分は直す、備品を交換する、買い足す、そのほかは施設の修繕、大規模改築等という格好になるのではないかと考えております。

したがって、金額についてここで幾らというのは明確に言えないのですが、相当の額が将来の施設整備に使うため積み立てていたものなので、その部分につきましては、いつの時点で修繕をするのかもわからないようなものを法人が持っていては約束できないですから、県に戻すことでどうでしょうかと話をしているところでございます。

高野委員 まず、県の方針があってこうしていきたいと努力しているならまだわかるが、

青い鳥福祉センターと相談しながら、申し入れをして、青い鳥の理事会であらうかという話では。県の施設ですよ。それでは、来年 3 月、内部留保金が 4 億 5,000 万円になったら、4 億 5,000 万円で法人へ売ってしまえばいいじゃないか。そうすれば、4 億 5,000 万円の一般財源が入るよ。

もう長くこの青い鳥福祉センターの話をしているんだから、どういう方向づけをしていくのかをはっきりさせない限り、絶対に納得いかないと思います。それについてどうなのか。言いわけではなくて、前向きにどうしたいのかという県の方針が聞きたい。

中山障害福祉課長 現在、まどろっこしい協議をしておりますのは、協定書の中で清算条項がないので、書いていないことは協議の上、決定するというところで進めているということでございます。

今後のことになると、今、私どもがやっている方法で清算的な協議をしていきたいとは思っているわけですが、現時点につきましては、現行の協定書の規定もございまして、なかなかスパッと書けないところがあって、協議というまどろっこしいことになっているところでございます。

高野委員

何回やっても話は同じなのだけれども、来年、もし、指定管理者が変わるところに変わったとする、県の施設だから、当然、また指定管理者を募集してやるでしょう。随契契約ではやらないでしょう。そのときに、例えば青い鳥福祉センターが 4 億 5,000 万円というお金を持って、みんなでわければいいじゃないかということになりかねないから、こういう話をしているのであって、法がどうだとかこうだとかではなくて、県としては少なくとも方針を決めたら、その方針に向かって進んでいくしかないんじゃないのか。

法がどうだとか、社会福祉法人と話をしているだとか、もともと県の施設なんですから、県の施設を間貸しして、売り上げが上がれば、リニアのセンターだって、10 万人以上になれば、この利益金の部分はこうするとか、ああするとかとなっているじゃない。福祉の場合はそうはならないということか。

中山障害福祉課長 明確な基準は今のところございません。ただ、県の施設を使ってできた内部留保金であるというのは全くおっしゃるとおりでございますので、現在、社会福祉法人とすれば、定款に書かれてある事業にしか使えないのですから、ほかにいくということはあまり考えられないですが、今、委員御指摘の県の財産を使っている部分を理解していただいて、その中に充てるよう計画をつくってほしいと話をしているところでございます。

高野委員

今、定款と言ったけれども、定款は誰が決めるものなのか。理事たちが決めれば、定款は幾らでもなる。県の強い方針はこうです、これだけは返してください、1 億 6,000 万円の留保金はしようがないにしても、あと 3 億円は返してくださいということ、はっきりと法人に対してそういう話を持っていかなければ、定款だって変えることはできない。あなたたちはあまりにも無責任に、法人の定款があるから何もできませんという話では。これは簡単に言えば税と同じだから、どうしてそういうことが明確に方針として出せないのか、私は非常に不思議でしようがない。明確にこういう方針を出していくということ、聞くまでは、私もこの話は留保する。

中山障害福祉課長 すみません、関係部局と検討させてください。

- 高野委員 委員長、答えが全部同じなら、この話は留保にしてください。
- 遠藤委員長 高野委員から答弁が出るまで留保するというごさいますが、どのくらい時間を要するのか、お伺いいたします。
では、高野委員の発言を留保して、桜本委員の質疑にさせてもらってよろしいでしょうか。
続きまして、意見書の提出がございました桜本委員の発言を求めます。
- 桜本委員 まず、10年の指定管理ということで進んできて、青い鳥成人寮の設置が昭和51年で、大きい改築が平成23年3月15日にあったということですが、開設時は、直営でやってきたのか、あるいは管理委託ですとやってきたのか、その辺のいきさつを説明していただけますか。
- 中山障害福祉課長 開設と同時に同法人へ管理委託をお願いしています。
- 桜本委員 先ほどの話の中では、スタートから管理委託で進んできて、指定管理となったときの1億数千万円も含めて4億2,000万円の内部留保金というのは、管理委託、そして指定管理を受けてきた中でできた内部留保金という考え方でよろしいですね。
- 中山障害福祉課長 先ほどもお答えしましたが、1億6,000万円残っている経緯を調べておりますが、普通、管理委託をする際は、高野委員がおっしゃるとおり、清算してしまうんですが、なぜ残っていたのかを調べております。ただ、いずれにしても、そこにお金が残っているということであれば、施設を運営するに当たって残っているお金ということに変わりないことはそのとおりでございます。
- 桜本委員 そこが原点だと思うんです。スタートから既にこれは管理委託をして、その後、指定管理に移っているということですから、開設から今現在まで、ずっと流れが続いているという認識で、進めなければいけないと思います。
通告した意見書の中でも、青い鳥成人寮、青い鳥老人ホームを現地視察させていただき、一般的な他の社会福祉法人でも管理できると思いますので、ぜひ次回の指定管理の選考からは、もっと一般に門戸を開いていただきたいと思いますのですが、どんなお考えなのでしょうか。
- 中山障害福祉課長 公募をする場合には、公平な条件で募集を行い応募していただく必要がありますので、例えば準備期間を十分にとることがあります。また、公募によって、現在、法人が行っているサービスが落ちることがあってはならないので、そのサービス水準をキープする算段を考えなければなりません。例えば点字の知識ですとか、視覚障害者に対する理解、支援の方法といった条件設定を考えながら、公募の方法を考えていきたいと思っております。
ただ、来年度から始まる次の指定管理期間でございますが、ちょっと時間がありませんので、非公募でお願いしたいと考えております。
- 桜本委員 その非公募ということがわからないんです。例えば、私たちが現地を見て、これは一般の社会福祉法人でも管理できると考えているのですが、県の所管する障害福祉課とでは全く意見が違うということですね。
- 中山障害福祉課長 条件をつければ他の法人でもできるということは、同じだと思っておりますが、

今回は公募期間がとれないので、非公募にして、随意契約でお願いしたいというところでございます。

桜本委員 次もその内容になるのですが、指定管理を受けるにも、人的体制を整えておかなければ、手を挙げるといった意思表示を示すことがなかなかできない部分があります。青い鳥成人寮に約40人近い職員が必要であることに就いていえば、一般的な指定管理よりも募集を一段早く進めることも考えなければなりませんけれども、その辺はいかがですか。

中山障害福祉課長 指定管理者を募集する際には指定管理料の算定等がございまして、指定管理を始めるまでの間に報酬改定とか、施設の入所者とか、備品とか、建物の状況などが変動しては正確な見積りができませんので、正式な公募は1年前ぐらいが妥当かと思いますが、それよりも前、例えば2、3年前に次の募集に当たっては公募にしますというアナウンスメントをすることで、事前準備を促していくことは可能ではないかと考えています。

桜本委員 続いてですが、先ほど課長からもありましたが、国の施策の変更などいろいろな流れを課長自身もご理解しているのであれば、やはり指定管理期間が10年というのは長すぎるため、こういった諸問題が起こってくると思っているんですが、どのように考えていますか。

中山障害福祉課長 おっしゃるとおりでございます。国の障害者施策の制度も10年たつと随分変わってまいりますので、10年は長すぎると考えております。

次回でございますが、入所者への安定的なサービスをするのには、一定程度の期間がないと、指定管理を受けるほうも職員を採用したりする部分がございます。それと行政改革推進課で出している本県の標準指定期間を勘案しまして5年程度としたいと考えております。

桜本委員 5年というのが適切かどうか、我々県議会議員としての任期は4年でありますので、その4年間の中で、やはり入りと出が明確にわかる期間が最適だと私自身は思っておりますが、期間については、また違うところで議論していかねばならないと思います。

次に、先ほどの高野委員から出ていた内部留保金の用途についてですが、協定書の中で、法人の事業として地域の中で整備を進め地域移行を図ってもらうということは、どちらかというところ、この法人に対して独占性を生むような内容になっていると思います。やはり行政の平等性を考えると、協定書の中で独占的な事業を膨らませるような文言が入っていることは、ちょっと問題があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

中山障害福祉課長 障害者の地域移行については国を挙げての方向性でございますので、今後もその部分は推進していく必要があると思いますが、一方で、他の社会福祉法人でもたくさんサービス提供をしていただいております。今後はこういうサービスの活用を図るといって、グループホーム等を整備するという部分は、今回の協定以降、削除したいと思っております。

桜本委員 もう1点、先ほどの議論の内容によっても変わってくるのですが、例えば次回、指定管理が受けられなければこの協定書も終了してしまうわけですが、仮に指定管理が受けられなかった場合でも、この協定書の約束は守られなければ

ないものなのですか。この協定書にはどこまで拘束力があるんですか。

中山障害福祉課長 現在、理事会の承認を受けてやることになっているのは、先日も説明いたしましたが、女性のグループホームでございます。これにつきましては既に理事会としても承認をしておりますので、仮に指定管理者になれなかった場合においても整備することを法人に確認をいたしております。したがって、理事会で承認したものについては、仮に指定管理者にならなくても全てやっていくということを言っております。

桜本委員 青い鳥福祉センターは、スタートから管理委託をして、また指定管理を通して、長期間安定した運営をしてきました。スタートの段階の土地、建物については県が支度したもので、これまで4億2,000万近い内部留保金を得てきました。給与体系について、先ほど課長から報告がありましたが、県の職員給与と大体同じくらいとのこと。

一般的な社会福祉法人は、県の給与規定よりも大分低いです。普通の人から見れば、考えられない給与体系だと思います。県の職員と比較するのではなく、他の一般的な社会福祉法人の給与規定と比べてどうなのか回答を求めたいと思います。給与規定についても、他の一般的な社会福祉法人とどのくらいの差があるのかを、ぜひ、調べておいてください。

その中で、本来の部分に立ち返っていくと、会社を設立する中で、どこの社会福祉法人もそうなんですが、一般的に土地というものは法人で買ったもの、理事長が買ったものを寄附してスタートします。建物についても、設置者が自己資金、あるいは貸し出してくれる機関からお金を借りてスタートします。初めからやはり自己資金あるいは借入資金の中でスタートするのが一般的なわけなんです。

この施設はスタートから管理委託で何の負担もないことを考えると、青い鳥成人寮と青い鳥老人ホームの土地、建物は、以前、県から出していただいた財産台帳価格によると、今現在が宅地として1億1,200万円、建物としては時価10億円弱の金額になることが、調査の中で明確になっています。そこで11億円近い両施設の土地・建物をぜひこの法人、山梨ライトハウスに買っていただいて、これからは山梨ライトハウスで、全部やっていただいたらどうか。市場的、一般的な社会性を持った考え方では、それが一番妥協点としてなり立つのではないかとは思いますが、その点に対してはいかがお考えでしょうか。

中山障害福祉課長 施設の売却に当たりましては法人の意向も聞く必要がございますし、入所者とその保護者の方の意見を聞く必要があろうかと思えます。ここは新しいですけれども、古い施設は建てかえの時期もあって、幾つか検討すべき事項がございますので丁寧に検討してまいりたいと思えます。仮に、ここを内部留保金で買うという話になったときに、先ほどからの話になると、県の財産を使ってたまったお金で買ったという議論も出てくるのかと思えますので、慎重に検討させていただきたいと思えます。

桜本委員 私が先ほど述べたように、法人としてのスタートは、土地、建物は自己資金、自己資金で足りないものに関しては借入をする中でスタートするというのが一般的なんです。でも、この施設はリスクを何も背負わずスタートして、現在、内部留保金が4億2,000万円です。この内部留保金を返済しても十分成り立っている法人ですから、どちらかというところ、この部分も含めて安定的な経営ができることをスタートから保護され、これからも保護されていることを考え

れば、非常に安定的な収入をこれからも得られ、将来性もある、内部留保もこれだけしっかり残していけるということであれば、県としては積極的に土地と建物を買って一から始めてくれということが一般的な道理ではありませんか。

中山障害福祉課長 手法としては十分に成り立つのかと思いますが、県有施設でございますので、先ほど申しましたように、県の財産を売るということですから、入所者、保護者等の説明等もする中で検討していきたいと思います。

桜本委員 先ほど高野委員に対することと同じように、内部留保金を全部一括県に入れていただけるのか、あるいは土地、建物を一括購入していただけるのかもあわせて検討してください。

中山障害福祉課長 あわせて検討をさせていただきます。

桜本委員 続いて、施設に関してですが、青い鳥老人ホームでは緊急時に備えてのAEDが設置されていません。こういったものについては、県から施設に対して速やかに、早急に設置してもらいたいと要請すべきではありませんか。

内藤長寿社会課長 青い鳥老人ホームのAEDにつきましては、委員御指摘のとおり、緊急時に備えて必要な機器と考えておりますので、施設と話をしまして、早急に設置していきたいと思っております。

遠藤委員長 先ほど、高野委員の御指摘がございました、県の施設であるから、まず県の方針が優先するのではないかという議論があったと思いますが、この答弁が留保になっております。その点に関して、答弁いただけましたらお願いしたいと思います。

吉原福祉保健部長 これまでの御審議等を踏まえまして御指摘をいただいております青い鳥成人寮につきましては、多額の内部留保金もあるということもございまして、福祉保健部として、将来の施設改修等に充てる部分については県に対して繰入をしてくれという方針で先方に対応してまいりたいと考えております。

もう一つ、今、桜本委員からも御意見をいただきましたが、施設の移譲という問題についても、先方の意向を聞きながら、両方、合わせて先方と対応してまいりたいと考えております。

高野委員 施設自体は全部、県でつくっているんでしょう。だけど、改修は、定款か何かで自分自身でやるとか入っているのか。県の施設を勝手に社会福祉法人が直すなんてできないはずだよ。今、4億2,000万円、来年3月には、多分、4億5,000万円になるだろう内部留保金についてどうするのかという話をしているわけだ。

あなたたちが出した資料もそうだが、人件費積み立て予定額なんてもの、毎月毎月、そういう運営をしていけば入ってくるわけですから。これが1カ月分とかならわかるよ。何が9,000万なのか。入るほうの勘定はしていなくて、出るほうの勘定だけしていれば、当然、そういうことになるでしょう。納得いれない。もうちょっとはっきり4億2,000万円をどうするのか。さっきの答弁では、私には理解できない。

吉原福祉保健部長 いわゆる収支差額については、当然、施設の管理運営に充てなければなら

ないということもあります。今の定款の中では、はっきり中身を確認していなくて申しわけありませんが、基本的には、いわゆる修繕、小さいものについてはそれぞれの指定管理者がやり、大きな改修については県の施設なので県がやるというのがルールになっているわけですが、そこは協定の決め方で、大きな改修についても施設にやってもらうということは可能だと思います。

高野委員 　　ちょっと待って、それはおかしいのではないか。今言った、少額のもの、当然、やるんだけど、定款がわかっていなくてそんな話をしているのか。

吉原福祉保健部長 失礼しました。今の発言は取消しをさせていただきます。

高野委員 　　そうやって簡単に取り消すな。

吉原福祉保健部長 要するに、定款ではなくて、私どもと指定管理者の間の協定を結ぶときに、いわゆる修繕はどちらが見るのか、改修はどちらが見るのかということは協定で決められるので、大きな改修についても、協定を結べば相手方にやっていただくことは可能だという意味で申し上げました。

今回のこれにつきましては、既にこの10年間で積み上がってきたものですので、これらについて、要するに建物が古くなったときの将来の改修、いわゆる減価償却といったものについては、当然、ここが今後もずっと続けていくかどうか、わからないわけですが、すぐ使えるものではないので、その部分については県に戻していただいて、県が将来の改修に充てるようにするという方針で、相手方と対応してまいりたいということでございます。

高野委員 　　これは、去年の決算をやっているわけで、将来の話じゃないんだから。例えば、去年の決算は10年前の契約の取り決め事項に基づいてこうだというのは、少なくとも資料がなければおかしいじゃないか。今からの話をしているんじゃない。今までの話をしているんだよ。指定管理施設・出資法人調査特別委員会はそうじゃないの。これは決算と同じだから。あなたたちは、今からの話をして、10年後に4億5,000万円を持ったままライトハウスが逃げてほかのところに入ったなんていうことがおかしいと。だから、簡単に返答するなよ。聞いているのは4億2,000万をどうするかだ。返事はよくみんなで相談してからでいいから。

吉原福祉保健部長 申しわけございません。ちょっと協議をさせてください。

遠藤委員長 　　課題を整理しますと、高野委員の主張としては、県の施設であるから、県の方針が協議よりも優先するんじゃないか。もう1つは、関連することですが、桜本委員のライトハウスの売却も含めて検討をという内容だと思います。もう1つ、職員給与のことについても、県職員との比較ではなくて、一般、民間との比較のほうが正しいのではないか、その資料の準備をしてほしいということなんです。この回答ができるまで、暫時休憩とします。

（ 休 憩 ）

（山梨県立中小企業人材開発センターについて）

山下委員 　　それでは、意見書に沿って質問をさせていただきます。

山梨県立中小企業人材開発センターの利用状況についてであります。職業訓

練としての利用は、当センターの設置目的に一番沿ったものであると考えますが、利用者が年々減少しております。説明資料を見ていただいてもわかるとおり、職業訓練において平成 23 年度は 3,490 人の利用があったのに対して、平成 26 年度は 2,100 人、技能検定においても、平成 23 年度は 4,705 人の利用から平成 26 年度は 4,582 人に減少しているということです。その理由をまずお答えください。

萩原産業人材課長 まず、職業訓練の利用者数のカウントについてであります。これは職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練として利用されたものです。認定職業訓練とは、事業主等が雇用する労働者に対して、知事が認定した職業訓練であります。具体的には、当センターの指定管理者である職業能力開発協会をはじめまして、造園技能士会や左官業組合連合会等の認定職業訓練校が認定職業訓練の実施のために利用する場合は該当しております。

平成 25 年度に利用者が減少した理由は、職業能力開発協会が、中小企業のニーズが多い職業訓練の講座に特化するため、講座数を減らしたことと、2 月の大雪の影響が大きかったということであります。

また、平成 26 年度に利用者が減少した理由でありますけれども、中小企業の従業員が参加しやすいように、長期間の講座をやめまして、短期間で習得できる内容の講座をふやしたことから、講座自体の出席率は高まったものの、延べの利用者数が減少したものであります。

山下委員

雪とかいろいろな突発的な問題はあるにしても、平成 23 年度から平成 26 年度の間で、約 3 分の 1 に減っているわけですから、いろいろ講座のやり方を変えたというのは今風なものなのかわかりませんが、利用者が減るということは、簡単に言えば、基本的に人気がないということでしょう。その辺はやはりもう少しよく研究すべきだと思います。

当センターの設置目的である職業訓練と技能検定の利用者数に比べて、その他の利用者数が極めて多い。これも資料に沿って見てみれば、職業訓練と技能訓練は 3,000 人、4,000 人単位なのに、その他の利用者数だけは 4 万 3,000 人と、一桁多くなるということです。これはなぜこんなに利用者が多いんですか。お答えいただきたいと思います。

萩原産業人材課長 まず、その他の内訳でありますけれども、先ほど御説明いたしました認定職業訓練以外にも、中小企業の事業主等が行う研究会や講習会など、職業訓練のための利用、会議や打ち合せのための利用、さらには健康診断や新製品の展示会の会場としての利用などが含まれております。

このうち、昨年度の職業訓練のための利用は約 3 万人でありまして、センター全体の利用者数の 6 割弱を占めております。したがって、利用者数欄の職業訓練及び技能検定の利用者数に、その他の中の認定職業訓練以外の職業訓練による利用者数をあわせたものが、当センターの設置目的に沿った利用者数として捉えることが適当と考えております。そうすると、毎年度、7 割程度が設置目的に沿った利用をしているということになります。

今後は、本来の設置目的に沿った利用実績をふやすということは当然のことですけれども、その利用実績が明確にわかるように、利用状況の区分も見直しをしていきたいと考えております。

山下委員

かなりまとめていただいたので、特に言うことはないのですが、山梨県立中小企業人材開発センターの指定管理者を受けているわけですから、本来、職業

訓練とか技能検定というものを一生懸命やっていたかなかったら、指定管理者に出している意味がないわけですね。

その他というのは、先ほどいろいろな部分、技能検定だとかそういうことをやっているのかもしれないが、簡単に言ったら、場所貸しです。企業に対して、会議を開くために場所を貸しているようなものだ。それが本来の人材開発センターという名目に当たるのかというところが、やはり僕はちょっと不思議ではないかなと思います。先ほど課長からこれから設置目的に沿った形で取り組んでいくとありましたので、しっかり取り組んでいただければと思います。

萩原産業人材課長 委員のおっしゃるとおりであります。当センターの設置目的に沿った利用の拡大に努めることは、県及び指定管理者の当然の責務と考えております。今後は、県と指定管理者であります職業能力開発協会が企業や関係団体等を訪問しまして、当センターの利用を積極的に P R して、また商工関係団体の機関誌等へ当センターの P R 記事を掲載するなど、広報活動の強化にも努めてまいりたいと思います。

そうしたことによって、設置目的に沿った利用の拡大を図るとともに、利用者数の目標値も設定していることですので、その目標を達成するよう、努力していきたいと考えております。

また、当協会は職業能力開発促進法に基づいて、都道府県と密接な連携のもとに、職業能力の開発の促進を図ることを目的に設置された団体であり、技能検定の実施団体でもあります。さらには当協会から、指定管理者の応募に際して、これまで蓄積した職業訓練に関するノウハウを生かして利用の向上を図る旨の提案がなされているところですので、企業等が行う職業能力開発にかかる取り組みを今後も積極的に支援し、当センターの設置目的に沿った利用機会の増大につなげていくよう、協会に強く指示してまいりたいと考えております。

（ 休 憩 ）

（山梨県富士北麓公園について）

早川委員 まず、説明資料の総合的な評価にも書いてあるのですが、収支の圧迫原因として、施設がほんとうに老朽化していて、修繕が多くなっているという意見もある中で、従前から地域の方々から施設の管理者に要望を付してきましたが、例えば、陸上競技場とか、トレーニングルームとか、各競技場の芝の張りかえなど、今まで施設の抜本的なりリニューアルについての考えがあったのか、それについて伺います。

望月都市計画課長 まず、陸上競技場でございますけれども、県では、昨年度、平成 26 年度に公園施設の長寿命化計画を作成しておりまして、当該計画に基づき対応を考えております。具体的には、平成 28 年度に陸上競技場の外壁更新を予定しております。トレーニングルームにつきましては、指定管理者が機器の更新による利用者サービス向上の提案をしていることから、これらにより対応することを基本と考えております。具体的には平成 29 年度に上半身系の機器の更新、平成 30 年度に下半身系の機器の更新を予定しております。

芝の張りかえでございますけれども、各競技場の芝の張りかえにつきましては、指定管理者が、野芝のみだったものを洋芝と混合することによりまして良好な環境を保っております。現時点では芝生の張りかえは考えておりませんが、過去には、損傷が著しい箇所については県で部分的な張りかえを行ってき

たという経緯もございますことから、今後も指定管理者と協議して対応してまいりたいと考えております。

早川委員 指定管理施設という観点で、都市計画課が所管する範囲があると思うのですが、都市計画課として、今までもスポーツ施設に関する整備方針あると思うんですが、教育委員会に対して抜本的な改善といったことに対する考えは言っているんでしょうか。

望月都市計画課長 施設管理を担当している都市計画課としては、補修や、今ある施設の更新を中心に管理を進めていくことになっていまして、新しい施設を導入することについては、スポーツ健康課と協議しながら進めなければならない状況です。

早川委員 関連して次の質問です。この施設は首都圏からも近いし、冷涼な環境もあり非常に人気があるのですが、東京オリンピックの事前合宿誘致に向けた施設の管理整備における今までの取り組みや考えについて伺います。

望月都市計画課長 まず、事前合宿の中心施設と考えられますのは、陸上競技場や球技場だと考えております。陸上競技場につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、フィールドの使用環境を向上させるために、指定管理者が野芝のみだったものを洋芝と混合することによって良好な環境に改善するとともに、県では散水用のスプリンクラーの設置をしております。また、本年度は、5年に一度の日本陸連第二種公認施設の更新時期に当たりますので、これに伴いまして、陸上競技場のトラックの一部を県が修繕いたします。

球技場につきましても、やはり指定管理者が野芝のみだったものを洋芝の一部混合にいたしました。

以上のような形で、施設の修繕、補修という観点から整備を進めているところでございます。

早川委員 例えば私も一緒に行ったのですが、少し前にオランダの国際チームがここを見に来て、設備が修繕では足りないという意見を聞いているんですけども、教育委員会がせっかくいらっしゃるので、教育委員会として、そういう対応についてどう考えているか、伺います。

赤岡スポーツ健康課長 施設の改修につきましては、ただいま検討中でございます。今後、どういった施設整備をしていくのかは、県有スポーツ施設整備方針に基づいて、必要な整備をしていくものと考えております。

早川委員 次の質問に移ります。この施設の有効活用として、コンサート等のイベントや、フィルムコミッションというんでしょうか、例えばテレビや映画などの制作の実績があるのか。今までスポーツ公園というイメージがあるのですが、収益の改善のためにも、そうしたことも行うべきだと思いますが、今までやっていたのかも含めて、その考えについて伺います。

望月都市計画課長 今までにコンサート等のイベントが開催されたことはございません。映画やテレビの撮影に関しましては、今年度、北麓野球場が紹介された番組があったほか、ドラマの撮影にも、一度、利用されました。

これまでは、テレビの撮影に利用したいとの要請は年平均1回程度という状況です。今後、フィルムコミッション等を含めまして、担当している山梨観光

推進機構と連携し、施設の周知等に努めてまいりたいと考えております。

早川委員

担当者のレベルで、スポーツ公園だからと断わっているようなことも聞きますので、先ほどおっしゃったように、観光推進機構と連携をして、富士山に向かってホームランが打てる球場といった周知とかは必要だと思うので、今後、収益の改善のためにも実施していただきたいと思います。

次の質問に移ります。現地調査のときも言ったのですが、山梨県富士北麓公園の近くに山梨県立富士北麓駐車場があり名前も似ております。これは利用者や地元の人からも意見が多いのですが、富士山に登る人がスポーツをするこの富士北麓公園に来て、野球やスポーツをする人が富士北麓駐車場に行ってしまうことがあったと聞いていますが、実態をどうつかんでいるのでしょうか。また、その対策について、どういったことを行ってきたのか、伺います。

望月都市計画課長 富士山のマイカー規制が行われる時期には、1日当たり五、六人程度、間違える人がいると現場からは聞いております。今後は、このような方に対しまして、何で間違ってしまったのかという原因の聞き取り等を行いまして、北麓駐車場を管理しております観光部と協力しまして、案内看板等の充実などの対策を講じてまいりたいと考えております。

また、私どもが管理しております富士北麓公園のホームページでも、北麓駐車場と間違えないように伝える工夫を検討していきたいと考えております。

早川委員

それに関連して最後になりますが、利用者が公園内に入って体育館まで行き、中の掲示板まで見ないと何をやっているかわからないという意見が非常に多いです。公園の入り口に、そんなに高いものじゃなくても、今日は高校野球がやっていますとか、何々がやっていますという掲示については、今まで考えてこなかったのでしょうか。今後に対する考えもお伺いして、以上で終わります。

望月都市計画課長 これまでは、今、委員御指摘のとおり、イベントというか大会が行われる施設の前、例えば体育館で行われる大会であれば体育館の前だけ、野球の大会であれば野球場の前だけという状況でございました。今後は、改めて利用者ニーズの把握に努めまして、体育館など、施設の入り口への掲示だけでなく、公園を訪れる人にわかりやすい、大会等の案内方法については、大会主催者の負担も考えられますので、大会主催者とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

遠藤委員長

ほかに質疑、御意見はございませんか。

桜本委員

現地調査のときに、富士北麓公園の協賛金収入がどのようになっているのか返答を求めていたんですが、結果はわかったでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長

協賛金収入の用途については、各指定管理施設において、それぞれの業務計画書の中に記載された振興競技の部分に使用されておりまして、残額が生じた場合には、自動販売機にかかる電気料に充当されているということです。

桜本委員

協賛金収入ということで、平成 26 年度は 30 万円ということですが、例えば小瀬スポーツ公園とか、その他の指定管理施設についてはどういう処理をされていたんですか。

赤岡スポーツ健康課長 体育協会が管理している他の指定管理施設も同様の扱いでございます。しかしながら、今回、御指摘をいただいて改めて調査をした結果、指定管理施設の管理業務・経理状況説明書に記載していない施設がございました。このため、各指定管理施設の収入支出につきまして、施設ごとにきちんとくまなく計上し、今年度 4 月にさかのぼって経理を見直すよう、体育協会に対し指導していくこととしております。

桜本委員 そもそも収入の中に自動販売機収入という区分があって、それ以外に協賛金という形で業者から支出を求める、協力を求めるということ自体が二重契約というか、現場主義というか、非常に明確でないと思いますが、そのことについてはどのように考え、今後、どんな対応をするのか。先ほどの話で、4月にさかのぼってということであれば、例えば 1 日に 1 万本売れる自動販売機がある一方で 1 年に 100 本しか売れない自動販売機もあるなど、いろいろ置き場によっても変わってくるかと思うんです。そういった中で、一律自動販売機収入として何%ということではなくて、やはり山梨県全体として、それぞれの指定管理者が所管されているものを総合的な視点から、実態に応じた手数料収入を考えるべきではないかと思えます。その辺も含めて、現場の課長と管理する行政改革推進課長にお尋ねしたいんですが。

赤岡スポーツ健康課長 まず、自動販売機に絡んだ 2 種類の収入があるのはということは、御指摘のとおりでございます。1 つは販売、売り上げに対しての収入、もう 1 つは、協賛金でございます。収入については、適正な収入かどうか、必要のない収入であれば当然得るべきではありませんので、その辺をよく吟味しながら、不必要なものについては整理すべきだと考えておりますので、以後、指定管理者である体育協会とよく協議をさせていただきたいと思えます。

石原行政改革推進課長 今、お尋ねがありました指定管理施設における自動販売機等の取り扱いでございますが、自動販売機ごとの手数料というお話もございますし、それとまたあわせて、それぞれの施設の中で自動販売機の設置台数が多い、少ないとかもありますので、全庁的に施設をもう 1 回、見直しまして、再検討してみたいと思えます。よろしく願いいたします。

桜本委員 先ほど、一部は電気料に充当していると答弁がありましたけれども、やはり収入というものは収入で、特定の支出に対して充てるということ自体、やはり収入と支出の関係からいくと非常にわかりにくくさせてしまっていると思えますが、その辺についてはいかが考えますか。

赤岡スポーツ健康課長 協賛金として自動販売機業者と契約して得ている収入ということですから、何のために使うんだという用途を当然、目的として業者と契約をしているので、それに沿った使用をしていると理解をしております。

桜本委員 そうすると、1 台当たりの自動販売機電気料などは、メーターで管理されているんですか。そういったことにもつながってしまうので、逆に業務がふえてしまうこともあるわけなんです。そういったまどろっこしい考え方をではなく、収入は単なる収入、支出は単なる電気料の支出として考えたほうが、経理としては簡素化になるんじゃないですか。

赤岡スポーツ健康課長 今、御指摘の意見を踏まえて体育協会と協議をして、経理の見直しを

するとことを考えておりますので、今の御意見、御参考にさせていただきながら、見直しをさせていただきたいと思っております。

桜本委員 続いて、この指定管理施設の業務管理・経理状況説明書の中に、有料施設回数券未使用分清算という項目が入っています。小瀬スポーツ公園を見ると、この収入がずっとゼロで続いているながら、平成26年度は400万円近く上がっていますが、この数字について説明を求めます。

赤岡スポーツ健康課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。小瀬スポーツ公園、北麓公園、いずれも今お話があった数字が計上されているわけですが、この金額には過去の回数券の販売が含まれてございます。回数券の販売について、これまでの会計処理では、毎年度、使用した分のみが収入として計上され、使われないものについては前受金として処理をされておりました。なぜかという、回数券に利用期限の設定がないために、前受金として処理されてきました。

このことについて、体育協会に対する監査で、回数券については有効期限を定めて、毎会計年度に収入として処理するよう指摘されたので、平成26年度については、過年度分の平成21年度からの前受金として処理されてきたものを、一旦、収入として計上いたしました。今後については、毎年度使われないものについても収入として計上する取り扱いにしたということでございます。

桜本委員 去年から私も2年連続でこの委員会に参加させていただいていますが、今日、初めて、その他の収入の400万円について、監査からの指摘で計上したことを聞きましたが、なぜ今まで説明をしなかったのですか。時間を取って、それぞれの審査を通じてここまでやってきたのに、今、ここで指摘しなかったら何も言わない。そういうところが、私はおかしいと思うんです。なぜ、当初から、その他収入についての説明をみずからしなかったんですか。

赤岡スポーツ健康課長 大変申しわけございません。指定管理施設の説明という中で、なかなか所管の違いもあつたりして説明ができなかった、そもそもそこに気が及ばなかったという点がございまして。大変申しわけございませんでした。

桜本委員 所管の違いということはどういう意味ですか。

赤岡スポーツ健康課長 指定管理施設という意味で申し上げたのですが、指定管理施設とすれば都市計画課がございまして、ただ、そうはいつでも実際、出資法人としての体育協会を所管しているのはスポーツ健康課ですので、表現がよくありませんでしたが、出資法人の取り扱いとすると私どもの責任でございますので、そこに気がいかなかったという点については大変申しわけございません。

桜本委員 本日、都市計画課長もおいでですが、指定管理施設・出資法人調査特別委員会においては、この問題について、スポーツ健康と都市計画課の責任範囲というか、どういうやりとりをされているんですか。例えば、こういった質問を都市計画課長にしても、すべて承知しているということですか。

望月都市計画課長 スポーツ健康課長からもお話がありましたが、指定管理施設の管理業務・経理状況説明書について、特別委員会に説明させていただいたのは都市計画課でございますので、委員の指摘のあったところに配慮が足りない説明になってしまったことは大変申しわけないと思っております。今後、出資法人とも十分

協議しながら、指定管理施設として説明をする場合には、適切な説明ができるように改善してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

桜本委員 業務の効率化から考えても、例えば都市計画課としては、都市計画法に基づいた公園として利用されているのかどうかのチェックをして、それ以外の、指定管理者がスムーズに収入支出、あるいは法律に基づいているかなどは都市計画課以外のところで把握をするというように、どこかでやはりすみ分けないと。1つの施設のことで2つの課が交えて分担をしていくというのは、効率化という意味では非常に非効率のように思いますが、行政改革推進課長、どうですか。今後、その辺のすみ分けについては。

石原行政改革推進課長 出資法人と指定管理者とでは、立場が全然違いますが、先ほど申し上げましたように、そのような立場で十分事前に連携をして、共通認識を持って臨めば、今回のこういった事態は回避できたのかなと思います。

今後、出資法人がたまたま指定管理者になる場合もあれば、そうでない場合もありますので、こういったケースの場合は、くどいようですけれども、事前に十分よく協議をしてお答えをするよう、指導していきたいと思います。

桜本委員 話をもとに戻させていただきます。有料回数券の一括で納められたお金は、指摘されるまではどこがどんな形で管理していたのですか。その辺を明確にお答えください。

赤岡スポーツ健康課長 会計上は前受金と処理されております。資産として計上し、預金口座で管理をされていると理解しております。

桜本委員 その理解ですが、裏づけをきちっと持っているんですか。例えば未使用期間、例えばチケットも場所によっても違う、競技場の施設によっても違う、それぞれで販売されている枚数、未使用分の枚数はきちっと管理されていて、最終的な総額や、収支がきちっと合っていることを確認しているんですか。

赤岡スポーツ健康課長 私どもといたしますと、現場の実際の使われ方の確認までは至っていません。現実には法人の決算ベースで確認するというところで、実際の使われている状況、枚数の確認までは行っていないというのが実態でございます。

桜本委員 やはり裏づけを我々に示していただかないと。例えば回数券は何種類あって、総数はこういった種類がこれだけ出ましたと、各競技施設では未使用の回数券はこれだけですよといったものを提示してもらわなければ、私たちは審査できないじゃないですか。

赤岡スポーツ健康課長 申しわけございません。枚数でということですが、決算ベースでは、各施設で何枚売れたか、使われたかについては把握しております。

桜本委員 それでは、スポーツ健康課が所管している施設がそれぞれありますので、監査をやっていて通っているのであれば、資料もあるかと思います。我々の特別委員会としてはその裏づけを見ておりませんので、それぞれの指定管理を受けている施設ごとのチケットの売り上げや、未使用分を整理したものをわかる形でご提示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長　ただいま御指摘がありましたとおり、施設ごとの販売の状況、利用の状況についてまとめた資料について提出をさせていただきます。

遠藤委員長　　富士北麓公園につきましては、その資料の提出がなければ審議ができませんので、本日の会議はここで打ち切りとさせていただきますと思います。

以　上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長　遠藤　浩